

高等教育の修学支援新制度について

【高等教育の修学支援新制度とは】

この制度は、専門学校や大学などで安心して学んでいただくために、令和2年4月から国が実施するもので、支援内容には次の2つがあります。

- ①授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）
- ②給付型奨学金の支給

【支援の対象者は】

次の2つの要件を満たす看護学科・看護保健学科の学生全員です。

（在生学生も対象です。）

- ①世帯収入や資産の要件を満たしていること
- ②進学先で学ぶ意欲がある学生であること

【申し込み手続きは】

申し込み手続きについては現在調整中です。スケジュールが決まり次第、公表します。

【その他】

- ・「大学等における修学支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」及び「大学等における修学支援に関する法律第7条第2項に基づく確認について（通知）」は[こちら](#)をご覧ください。
- ・詳しい制度の内容については文部科学省または日本学生支援機構（JASSO）のホームページをご覧ください。

[文部科学省ホームページ](#)

[日本学生支援機構（JASSO）](#)